（農作物共済に係る保険金額等）

第二十二条　農作物共済に係る法第百六十六条の保険金額は、農作物保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一　農作物異常責任共済金額（共済金額の総額から農作物通常責任共済金額（当該総額のうち、農作物通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額をいう。第三十一条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）

二　農作物通常責任共済金額に、百分の十から百分の三十までの範囲内で農林水産大臣が定める割合（以下この条において「農作物責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

2　農作物共済に係る法第百六十六条の保険料は、農作物保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一　農作物異常責任共済掛金（共済掛金の総額のうち、農作物異常各年被害率（組合等の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（第四項において「農作物各年被害率」という。）のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。第三十一条において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。以下同じ。）

二　共済掛金の総額から農作物異常責任共済掛金を差し引いて得た金額に、農作物責任保険歩合を乗じて得た金額

3　農作物共済に係る法第百六十六条の保険金は、農作物保険区分ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。

一　組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超えない場合　当該総額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額

二　組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合　その超える部分の金額に、農作物通常責任共済金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額を加えて得た金額

4　第一項第一号及び第二項第一号の「農作物通常標準被害率」とは、農作物各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

（家畜共済に係る保険金額等）

第二十三条　家畜共済に係る法第百六十六条の保険金額は、共済金額の百分の八十（都道府県連合会が農林水産省令で定める基準に従い事業規程でこれに代わる割合を定めた場合にあっては、その定めた割合。以下この条において同じ。）に相当する金額とする。

2　家畜共済に係る法第百六十六条の保険料は、共済掛金の額の百分の八十に相当する金額（疾病傷害共済に係る保険関係であって、次項第二号ロに掲げる金額の保険金を支払うものにあっては、共済掛金の額の百分の八十に相当する金額に、法第百四十四条第二項第一号に掲げる率の共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額）とする。

3　家畜共済に係る法第百六十六条の保険金は、死亡廃用共済に係るものにあっては第一号、疾病傷害共済に係るものにあっては第二号に掲げる金額とする。

一　組合員たる組合等の支払うべき共済金の額の百分の八十に相当する金額

二　次に掲げるいずれかの金額であって、都道府県連合会とその組合員たる組合等とが協議して定めるもの（保険関係の成立の時までにその協議が調わない場合にあっては、ロに掲げる金額）

イ　組合員たる組合等の支払うべき共済金の額の百分の八十に相当する金額

ロ　組合員たる組合等の支払うべき共済金の額のうち共済事故による損害（法第百四十四条第二項第一号に規定するものに限る。第三十八条第三項において同じ。）に応じて農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の八十に相当する金額

（果樹共済に係る保険金額等）

第二十四条　果樹共済に係る法第百六十六条の保険金額は、果樹保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一　果樹異常責任共済金額（共済金額の総額から果樹通常責任共済金額（当該総額のうち、果樹通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額をいう。第三十三条第一項及び第三十九条第一項において同じ。）の百分の九十に相当する金額

二　共済金額の総額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に、百分の二十から百分の八十までの範囲内で農林水産大臣が定める割合（以下この条及び第二十七条第三号ロにおいて「果樹責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

2　果樹共済に係る法第百六十六条の保険料は、果樹保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一　果樹異常責任共済掛金（共済掛金の総額のうち、果樹異常各年被害率（組合等の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（第四項において「果樹各年被害率」という。）のうち果樹通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三十三条第二項及び第三十九条第二項において同じ。）の百分の九十に相当する金額

二　共済掛金の総額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

3　果樹共済に係る法第百六十六条の保険金は、果樹保険区分ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。

一　組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額を超えない場合　当該総額に果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

二　組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額を超える場合　次に掲げる金額を合計して得た金額

イ　当該総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額

ロ　当該総額からイに掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

4　第一項第一号及び第二項第一号の「果樹通常標準被害率」とは、果樹各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

（畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金額等）

第二十五条　畑作物共済又は園芸施設共済に係る法第百六十六条の保険金額は、共済金額の百分の九十（都道府県連合会が農林水産省令で定める基準に従い事業規程でこれに代わる割合を定めた場合にあっては、その定めた割合。以下この条において同じ。）に相当する金額とする。

2　畑作物共済又は園芸施設共済に係る法第百六十六条の保険料は、共済掛金の額の百分の九十に相当する金額とする。

3　畑作物共済又は園芸施設共済に係る法第百六十六条の保険金は、組合員たる組合等の支払うべき共済金の額の百分の九十に相当する金額とする。

（任意共済に係る保険金額等）

第二十六条　任意共済に係る法第百六十六条の保険金額は、共済金額に、都道府県連合会が百分の九十を下回らない範囲内で事業規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

2　任意共済に係る法第百六十六条の保険料は、共済掛金の額に前項の事業規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

3　任意共済に係る法第百六十六条の保険金は、組合員たる農業共済組合の支払うべき共済金の額に第一項の事業規程で定める割合を乗じて得た金額とする。